

整理番号					
		4			

高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究
「発達障害等のある生徒の進路先(企業)に対する調査」へのご協力をお願い

調査の目的

高等学校に在籍していた発達障害等のある生徒の卒業後の進路先となる「企業や大学における支援の状況と課題」、また、課題解決に向け、「企業や大学が高等学校に期待する進路指導の取組」について把握することを目的としています。このうち、本調査票は、企業を対象としたものになります。
 調査結果は、発達障害等のある生徒の進路指導に役立つ資料として活用させていただきます。

回答をお願いしたい方

貴社で障害者の雇用管理業務担当者のうち、本調査への回答にあたり最も実態を把握している方 1 名がご答えください。
 ＊貴社の判断で経験が豊富な方を選定してください。

調査の倫理的配慮について

- (1)本調査の回答は任意です。設問をご一読の上、調査協力についてご検討ください。
- (2)本調査は発達障害等のある生徒の進路指導と連携の進め方を検討するため、就職先の状況を把握するものであり、企業の取組を評価することを目的に実施するものではありません。
- (3)本調査では、自由記述欄を設けておりますが、個人情報を探るものではありません。ご記入に当たっては個人情報を含まないよう、ご留意いただけますと幸いです。
- (4)本調査の実施に当たっては、守秘義務を厳守いたします。また、回答データは当研究所の規定に基づいて適切に管理・破棄します。
- (5)本調査の成果は報告書として公表すると共に、学会等でも公表を予定していますが、回答データは統計的に処理しますので、機関や回答事例の特定につながる公表は行いません。
- (6)調査協力は自由意思によるもので、途中で回答をやめることもできます。また、回答されなくても不利益が生じることはありません。調査票の回答及び返送(送信)をもって、調査への同意を得たものと致します。

本調査における障害の定義

本調査における**障害の定義**については、**調査票の最後のページ**に示しております。回答の際にご参照ください。

回答・返送について ＊可能な範囲でのご回答・返送でも結構です。何卒ご意見をお聞かせください。

令和4(2022)年1月31日(月)までに、同封の返信用封筒にて返信、もしくは次の URL からご回答願います。 http://www.nise.go.jp/nc/study/intro_res/j_survey7

問い合わせ先: 調査についてご不明なことがありましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 重点課題研究進路チーム
 担当: 榎本、伊藤、坂本(3名で対応) メールアドレス: j-shinro-r@nise.go.jp

1. 貴社についてお尋ねします。

* 本社採用、グループ採用、特例子会社採用など複数ある場合は、貴社の状況についてお答えください。

(1) 主たる産業分類をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	農業・林業	2	漁業	3	鉱業・採石業・砂利採取業	4	建設業
5	製造業	6	電気・ガス・熱供給・水道業	7	情報通信業	8	運輸業・郵便業
9	卸売業・小売業	10	金融業・保険業	11	不動産業・物品賃貸業	12	学術研究・専門・技術サービス業
13	宿泊業・飲食サービス業	14	生活関連サービス業・娯楽業	15	教育・学習支援業	16	医療・福祉
17	複合サービス事業(共同組合等)	18	サービス業(他に分類されないもの)	19	分類不能の産業		

(2) 常用雇用労働者数(令和3年6月1日現在)をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	45 人未満	2	45～99 人	3	100～299 人	4	300～499 人
5	500～999 人	6	1000 人以上				

(3) 現在、障害者雇用(障害者雇用率制度の対象となる雇用)を行っていますか。(中途採用や入社後に障害が分かった事例も含みます/あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	障害者雇用を行っている	2	障害者雇用を行っていない
---	-------------	---	--------------

1を選択した場合、いずれに該当するかをお答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	「身体障害者手帳」取得者	2	「療育手帳」取得者	3	「精神障害者保健福祉手帳」取得者
---	--------------	---	-----------	---	------------------

(4) 就労継続支援 A 型事業所を経営していますか。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	経営していない	2	グループ会社で経営している	3	自社が A 型事業所である
---	---------	---	---------------	---	---------------

* 就労継続支援 A 型事業所： 通常の事業所に雇用される事が困難であり、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者を対象として、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識、能力が高まった者については、一般就労への移行に向けた支援を行う事業所。

(5) 特例子会社を経営していますか。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	経営していない	2	グループ会社で経営している	3	自社が特例子会社である
---	---------	---	---------------	---	-------------

* 特例子会社： 事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できる。

(6) 約5年間(平成28年度～現在まで)に、最終学歴が「高卒」の方を採用しましたか。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	採用していない	2	「一般雇用」でのみ高卒者の採用を行った
3	「障害者雇用」でのみ高卒者の採用を行った	4	「一般雇用」及び「障害者雇用」の両方で高卒者の採用を行った

*ここでいう「高卒」とは、高等学校の卒業者をさし、特別支援学校高等部卒業者、専修学校(高等課程)の卒業者は含まないこととします。また、「一般雇用」とは障害の有無にかかわらず一般の条件での雇用、「障害者雇用」とは、障害者雇用率制度の対象となる雇用をさします。

(7)は、(6)で3、4を選択の場合のみ、お答えください。

(7) 高卒者の障害者雇用について、「新卒者等、就業経験のない方」を採用しているかどうか教えてください。(あてはまるものを全て選び数字に✓。「その他」の場合は✓をつけたうえで、その内容をご記入ください。)

1	「新卒(その年度に卒業見込みの者を対象)」で就業経験のない高卒者を採用している	2	就労移行支援事業所等での就労準備訓練を経た上で、就業経験のない高卒者を採用している
3	就業経験のない高卒者の採用は行っていない	4	その他:

(8) 貴社と高等学校との連携について、1)実績のあるものを全て選び数字に✓をつけてください。「その他」の場合は✓をつけたうえで、その内容をご記入ください。また、2)連携実績がある内容について、該当する障害種全てに✓をつけてください。判断に迷う場合は巻末の定義をご参照ください。

※視覚障害→視、聴覚障害→聴、肢体不自由→肢、病弱・虚弱→病、知的障害→知、発達障害→発、精神障害→精

1) 連携実績の内容		2) 実績のある生徒の障害種 (該当するもの全てに✓)						
1	個別の教育支援計画の引継ぎ	視	聴	肢	病	知	発	精
2	入社前に高等学校から文書で申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
3	入社前に高等学校からの口頭での申し送り	視	聴	肢	病	知	発	精
4	入社試験や面接での配慮に関する相談	視	聴	肢	病	知	発	精
5	入社後に自社から高等学校に情報提供を依頼	視	聴	肢	病	知	発	精
6	自社では連携を実施していない							
7	その他:							

(9) 貴社で約5年間(平成28年度～現在まで)に採用したことがある、障害のある(診断・判定あり)社員の障害種について、該当するものを全て選び数字に✓をつけてください。

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害						

6を選択した場合、発達障害のうち、いずれに該当するかを、巻末の定義を参照の上お答えください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	LD	2	ADHD	3	ASD	4	種別は分からない
---	----	---	------	---	-----	---	----------

*ここでいう「採用」は、障害者雇用のほか、一般雇用も含みます。

【ご回答者について】

(10) これまでに障害者(診断・判定あり)に対する雇用管理経験があるかお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

また、「ある」と回答した方は、障害者に対する、貴社での雇用管理経験年数と、貴社以外の経験も含めた経験年数を数字でお答えください。(令和3年12月1日現在の状況をお書きください。)

1	ある	貴社での雇用管理経験年数		年		ヶ月
		貴社以外の経験を含む雇用管理経験年数		年		ヶ月
2	なし					

2. 障害のある社員の状況、貴社で実施した配慮等についてお尋ねします。

設問2は、1-(9)で、「貴社で、約5年間に障害者の採用経験がある」と回答した場合のみお答えください。
*それ以外の方は、「設問3」(p8)にお進みください。

貴社で、約5年間(平成28年度～現在まで)に採用した、「障害のある(診断・判定あり)社員」のうち、適応の困難度が高い、もしくは、高かった事例について、入社3年以内の状況を伺います。

A 障害種が「発達障害」で、かつ、最終学歴が「高卒」の社員が在籍する場合には、その中から、任意の1名を選んで、以下の質問にお答えください。

B Aに該当する社員がいない場合、任意の障害のある社員1名(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害で、最終学歴を問いません)を選んで、以下の質問にお答えください。

※上記の事例の選定に当たり、もし「新卒採用」の事例があれば、そちらをお答えいただくとありがたく存じます。

※複数事例ある場合は、より本人の適応の困難度が高かった事例を選択してください。状態像に変遷があった場合は、「最も支援が必要であった時期」を思い浮かべてお答えください。

※休職中や既に退職した事例、採用後に障害が分かった事例、一般雇用の事例でも構いません。

(1) 選んだ社員の「新卒採用」「中途採用」の別を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	新卒採用	2	中途採用(就業経験なし)	3	中途採用(就業経験あり)
---	------	---	--------------	---	--------------

(2) 選んだ社員の主たる障害種(診断・判定あり)をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	A 発達障害事例である	2	B 発達障害以外の事例である。
---	-------------	---	-----------------

1を選択した場合、発達障害のうち、いずれに該当するかを、お答えください。

(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	LD
2	ADHD
3	ASD
4	発達障害の種別は分からない

2を選択した場合、いずれに該当するかを、お答えください。

(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	視覚障害
2	聴覚障害
3	肢体不自由
4	病弱・虚弱
5	知的障害
6	精神障害

(3) 選んだ社員の入社時の最終学歴を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	A 最終学歴が「高卒」である。	2	B 最終学歴は「高卒」以外である。
---	-----------------	---	-------------------

2 を選択した場合、社員の最終学歴をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	大学院、大学卒	2	短期大学、高等専門学校卒	3	専門学校卒
4	特別支援学校高等部卒	5	その他(高等専修学校卒など):		

(4) 選んだ社員の入社3年以内の主たる雇用形態を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	正社員	2	正社員以外(フルタイム)	3	正社員以外(フルタイム以外)
---	-----	---	--------------	---	----------------

(5) 選んだ社員の入社3年以内の障害者手帳の取得状況を教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	手帳あり	手帳の種類 [① 身体障害者手帳 ② 療育手帳 ③ 精神障害者保健福祉手帳 ④ わからない]	2	手帳なし
3	手帳の取得状況に変遷あり:(具体的に)			

* 入社時は障害者手帳を取得していなかったが、入社3年以内に取得した場合や、入社時は障害者手帳を取得していたが、入社3年以内に返納した場合など、障害者手帳の取得状況に「変遷」があった場合は、「3」を選択してください。

(6) 選んだ社員の入社3年以内の主たる雇用の種別をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	障害者雇用(障害者雇用率制度の対象)	2	一般雇用
---	--------------------	---	------

(7) 選んだ社員の入社3年以内の主たる職種をお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	専門的・技術的職業従事者	2	事務従事者	3	販売従事者	4	サービス職業従事者
5	保安職業従事者	6	農林・漁業従事者	7	生産工程従事者	8	輸送・機械運転従事者
9	建設・採掘従事者	10	運搬・清掃・包装等従事者	11	分類不能の職業	12	その他

(8) 選んだ社員の入社3年以内の職業生活について伺います。選んだ社員について、どの程度職業生活に「適応の困難さ」が生じていたか教えてください。非常に適応が困難な状況を「5」、あまり適応が困難でない状況を「1」とし、5段階でお答えください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

適応の困難度が高い ←————→ 適応の困難度が低い				
5	4	3	2	1

(9) 選んだ社員に入社3年以内に生じた、困難の状態像として、以下の①～⑳の項目について、回答者から見て最も近いと思われる状態をお答えください。

回答は、「4 かなりあてはまる」「3 あてはまる」「2 ややあてはまる」「1 あてはまらない」「× 把握していない」の中から1つ選び、数字または記号(×)に✓をつけてください。

また、4～2と回答した項目については、貴社で支援・配慮を行った実績があれば[A 欄]に、支援機関や家族が支援・配慮を行っているという情報を把握していれば[B欄]に、それぞれ✓をつけてください。

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握していない	A貴社	B機関・家族
①	基本的な自己管理(日常生活や職場生活上の管理)をすることが難しい 健康管理ができない。生活リズムが管理できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
②	身だしなみを整えたり、場や状況に合った服装をしたりすることが難しい TPO に応じた対応が難しい。清潔を保ち、身だしなみを整えることが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
③	公共機関を一人で利用することが難しい バスや電車の乗り方が分からない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
④	制度を理解し申請の手続きをすることが難しい 人に尋ねたりして手続きや申請を行うことができない(通勤届など)。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑤	期待される対人マナーやルールを守ることが難しい 対人マナーやルールが守れない。場にふさわしい言動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑥	自分の特性を理解し概ね適切な自己評価をすることが難しい 自分の障害や症状を理解できていない。自己評価と現状の差が大きい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑦	忍耐力が乏しい 上手いかないことがあると諦めてしまい、取り組み続けることができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑧	メンタルの安定やストレスの解消方法を身につけることが難しい ストレスを感じやすく、影響を受けやすい。対人関係に不安がある。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑨	計画的に行動することが難しい 見通しを立てて行動できない。必要に応じて情報を取捨選択できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑩	人間関係を築き、チームで活動することが難しい 同年代の仲間や年上の人(上司)と人間関係を構築・維持できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑪	相手の意図を正しく理解することが難しい 具体的な内容でないと理解できない。相手の意図を推測することができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑫	自分の意志や考えを伝えることが難しい 相手に分かるように説明できない。報告・連絡・相談ができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑬	他者の意見や指摘を受け入れることが難しい 指摘に対して言い訳や正当化する。意見を素直に受け取れない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑭	他者とストレスなく過ごすことが難しい 業務外の時間に周囲とのコミュニケーションがうまくとれない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑮	他者に協力を求めたり働きかけたりすることが難しい 一人でやりきれない課題でも他人に協力を依頼できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑯	ルールを理解し守ることが難しい 連絡なく遅刻や欠席をする。会議室や食堂の使い方のルールが守れない。	4 - 3 - 2 - 1	×		

困難の状態像 例示		状態像の該当の程度		支援・配慮 の実施	
		かなりあてはまる ←→ あてはまらない 	把握して いない	A貴社	B機関・ 家族
⑰	期待された通り作業や課題に取り組むことが難しい 未経験の事に取り組めない。提出物を期日までに提出できない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑱	順序だてて作業や課題に取り組むことが難しい 複数の作業があるときに優先順位がつけられない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑲	指定された時間内に作業や課題を終えることが難しい 集中困難がある。気になることがあると課題に向き合えなくなる。	4 - 3 - 2 - 1	×		
⑳	ミスなく作業や課題を遂行することが難しい 間違いがあっても気づけない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉑	一人で作業や課題に取り組むことが難しい 理解の困難さ、不器用などの理由で補助なしの作業遂行が困難。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉒	臨機応変に対応することが難しい 作業の内容や締切日の変更など、状況の変化に対応ができない（作業納品、報告書作成など）。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉓	自己の立場や役割を理解して行動することが難しい 自分に求められている役割を意識して行動することができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉔	主体的に行動することが難しい 自分の知らない事に対して自ら尋ねたり調べたりすることができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉕	物事の本質や原因を理解した上で課題に取り組むことが難しい 求められている業務の本質を理解して取り組むことが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉖	物事を前向きに考え取り組むことが難しい 未経験のことを成長のチャンスと考えて挑戦することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉗	新たな発想を実現させるための方法を考え、取り組むことが難しい 身の回りの問題について自分なりの考えを持って行動することが難しい。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉘	自分の能力向上を目指して取り組むことが難しい 成長を目指して新しいことに取り組むことがない。自己研鑽への動機づけが弱い。	4 - 3 - 2 - 1	×		
㉙	自分のキャリア形成について選択・決定することが難しい 将来設計がもてない。適切な求職活動ができない。	4 - 3 - 2 - 1	×		

(10) (9)①～㉙「支援・配慮の実施」で「A 貴社」で実施したものに✓をつけたものから1つ選び(番号を欄に記入)、
具体的な支援・配慮の概要をご回答ください。

番号	具体的な指導支援 (例) 社員の申し出を受け、合理的配慮の必要性を上司及び同僚に伝えた。ジョブコーチを付けた。月に1回個別面談を行った。

(11) 選んだ社員について、**困難さが生じた背景要因の可能性として考えられる課題**があれば、該当する数字に✓をつけてください。(あてはまるものを**全て**選び数字に✓。)

1	学校からの情報の引継ぎが十分ではなかった	2	支援機関の理解や支援が十分でなかった
3	保護者の理解や支援が十分でなかった	4	職場の上司の理解や配慮が十分でなかった
5	職場の同僚の理解や配慮が十分でなかった	6	友人関係や交際相手の間でトラブルが生じた
7	本人自身の理解が十分でなかった	8	考えられる課題はない
9	入社前までの支援が十分でなかった		
10	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(12) 選んだ社員の「現在」の状況について教えてください。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	自社で勤務を継続中である	2	自社で勤務を継続しているが休職しがちである
3	自社で休職中である	4	自社を退職した
5	その他(差し支えなければその内容をご記入ください)		

(13) 選んだ社員は、以下の①から⑤の項目について、高等学校段階(後期中等教育段階)までにどの程度支援が必要だったと考えますか。(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

	かなり必要	必要	やや必要	必要とはいえない
①作業遂行に関する力を高める支援	4	3	2	1
②対人コミュニケーション力を高める支援	4	3	2	1
③基本的な生活力をつける支援	4	3	2	1
④自己理解を促す支援(障害理解を含む)	4	3	2	1
⑤メンタルの安定(ストレスの解消を含む)	4	3	2	1

設問3～5は、全ての方がお答えください。

3. 高等学校における進路指導への期待等についてお尋ねします。(自由記述)

- * 現在、高等学校には障害のある生徒が在籍していますが、特別支援学校と高等学校では進路指導の状況が異なり、特に高等学校においては、障害のある生徒への進路指導の実績が少ない現状です。そのため、進路先がどのようなことを求めているのかを進路指導担当者が十分に把握できていないことが課題となっています。
- * 高等学校における、(1)障害のある生徒の進路指導に関する支援(本人の支援のほか、進路先や関係機関、保護者等との連携を含む)や、(2)高等学校から企業への引継ぎ(企業が求める情報、期待する申し送り方、連絡窓口となる部署の情報提供等)について期待することがありましたら、具体的な内容をお書きください。
- * 回答は、①発達障害と②発達障害以外の障害に分けてご回答ください。
②については、具体的な障害種と併せてお答えください(例:〇〇障害については〇〇を期待する)。また、障害種によって、支援に差がない場合には、「①と同じ」などとお書きください。

	① 発達障害	② 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害 ※障害種と併せてお答えください
(1) 進路指導への期待		
(2) 企業への引継ぎへの期待		

* (3)一般雇用、(4)障害者雇用の別に、高等学校段階で重要と考える指導(どのような力を身に付けたり、どのような理解を促したりするために、どのような指導があるとよいか等)がありましたら、教えてください。

* 回答は、①発達障害と②発達障害以外の障害に分けてご回答ください。また、②については、具体的な障害種と併せてお答えください(例:〇〇障害については〇〇を期待する)。

	① 発達障害	② 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、知的障害、精神障害 ※障害種と併せてお答えください
(3) 一般雇用		
(4) 障害者雇用		

4. 在宅勤務の実施状況と、在宅勤務を見据えた学校段階での取組についてお尋ねします。

*現在、在宅勤務という働き方への注目が高まり、在宅勤務を見据えた学校段階での取組が求められているところです。貴社において、障害のある人の希望に応じて在宅勤務を実施しているかどうかお答えください。また、在宅勤務を実施している場合は、在宅勤務の実施に当たり、身に付けておけるとよい力についても教えてください。

(あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	障害のある人の希望に応じて、在宅勤務を実施している	2	障害のある人に在宅勤務を実施していないが、今後の実施を検討している	3	障害のある人に在宅勤務を実施しておらず、今後の実施も検討していない
---	---------------------------	---	-----------------------------------	---	-----------------------------------

1、2を選択した場合、対象とする障害種を教えてください。(あてはまるものを全て選び数字に✓)

1	視覚障害	2	聴覚障害	3	肢体不自由	4	病弱・虚弱	5	知的障害
6	発達障害	7	精神障害						

また、1、2を選択した場合、在宅勤務の実施に当たり、学校段階で身に付けておけるとよい力があれば教えてください。

5. その他

*本調査の結果と進路先機関(大学・企業)担当者へのヒアリングを基に、高等学校における発達障害等のある生徒の進路指導に役立ててもらうための実践ガイドを作成する予定です。そこで、今後ヒアリング調査にご協力いただけるかどうかおたずねいたします。ご協力いただける場合には、担当者様の連絡先もお知らせください。

(1) ヒアリング調査の協力について (あてはまるものを1つ選び数字に✓)

1	協力できる	2	協力は難しい
---	-------	---	--------

(2) 連絡先

お名前		部署名	
メールアドレス		電話番号	

調査は以上になります。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

本調査における障害の定義

本調査でご回答をいただく障害について以下のように定義します。なお、発達障害については、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、本定義では学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害(ASD)のそれぞれについて示しています。

視覚障害	・盲:視覚による教育が不可能または著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用した教育が必要な程度 ・弱視:視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上特別の配慮が必要な程度(視野障害や、明るいところがまぶしく感じる羞明や暗いところが見えにくい夜盲等の明暗順応の障害を含む)
聴覚障害	・聾:両耳の聴力損失 60 デシベル以上、または補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、または著しく困難な程度 ・難聴:両耳の聴力損失 60 デシベル未満、または補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度
肢体不自由	上肢機能障害、下肢機能障害、上下肢機能障害、他の機能障害(体幹(胴体)に関する機能障害、体幹と上肢の機能障害、体幹と下肢の機能障害、体幹と上下肢の機能障害および運動の障害)
病弱・虚弱	・心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者 ・身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者(てんかん、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー、アナフィラキシー等で、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする者)
知的障害	一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態
LD	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
ADHD	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
ASD	他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわること等を特徴とする行動の障害
精神障害	以下の疾患が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者または、健康診断等において下記の障害があることが明らかになった者 ・統合失調症等:統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害等 ・気分障害:躁病エピソード、双極性感情障害、うつ病エピソード、反復性うつ病性障害、持続性気分(感情)障害等 ・神経症性障害:不安障害、強迫性障害(強迫神経症)、重度ストレスへの反応及び適応障害、解離性(転換性)障害、身体表現性障害、神経衰弱等 ・摂食障害、睡眠障害等……摂食障害、睡眠障害、依存を生じない物質の乱用等

*発達障害の「診断がある」者とは、精神科医による医学的な診断がある者、「判定がある」者とは、診断はないが、過去に公的機関(児童相談所、療育センター、教育センター等)において発達障害が認められると指摘を受けたことがある、または、特別支援教育の制度を利用していた(「通級による指導」を受けていた、特別支援学級に在籍していた等)ことを、本人の申告や関係機関の引継ぎから把握している者としてします。